

パブリックコメントに寄せられた意見

	提出された意見	回答
1	施設の維持は施設の所有者の責任であると考え、建設業者とは別の者(建物所有者、第三者機関等)に保存を義務付けるべきではないか。	今般の改正においては、工事目的物の瑕疵をめぐる紛争の解決の円滑化を目的として、紛争の解決に資する資料として建設業者に対して新たに営業に関する図書の保存を義務付けております。
2	倒産の可能性がある建設業者ではなく、保険会社や供託機関等に完成図等の保管を義務付けることを今後検討すべきではないか。	御指摘の点につきましては、本法の施行後の状況を踏まえて検討すべき課題の一つであると考えますが、今般の改正においては、工事目的物の瑕疵をめぐる紛争の解決の円滑化を目的として、紛争の解決に資する資料として建設業者に対して新たに営業に関する図書の保存を義務付けております。
3	登記を要する全ての建物について、完成図等の保存を義務付けるべきではないか。	完成図及び発注者との打合せ記録について、対象工事は限定しておりません。
4	保存義務のかかる対象工事は一定規模以上のものに限定すべきではないか。	今般の改正につきましては、構造計算書偽装事件を契機とした対応ですが、工事目的物の瑕疵をめぐる紛争は工事規模に関わらず生じるものであることを踏まえ、対象工事は限定しないこととしております。
5	「完成図」の指す内容を具体的に明らかにされたい。新たに書類を作成する必要があるのか。	建設工事の種類や規模、内容によっては、完成図を作成する場合もあれば、しない場合もあるものと考えられますが、作成された場合にあつては、建設工事の目的物の完成時の状況を表した図面の保存を義務付けることとしております。例えば、土木工事であれば平面図・縦断面図・横断面図・構造図等、建築工事であれば平面図・配置図・立面図・断面図等が該当します。なお、今般の改正により新たな書類の作成を義務付けるものではなく、様式・書式については特段定めておりません。

6	「発注者との打合せ記録」の指す内容を具体的に明らかにされたい。新たに書類を作成する必要があるのか。	発注者と元請業者との間で行われた工事内容に関する打合せ記録であって、当該打合せ記録を当事者間で相互に交付したものに限定して保存を義務付けることとしております。なお、今般の改正により新たな書類の作成を義務付けるものではなく、様式・書式については特段定めておりません。
7	電磁的な方法によって保存することを認めるべきではないか。	御指摘を踏まえて、帳簿と同様に電磁的な方法により保存することも可能としております。
8	建築士法施行規則において保存が義務付けられている「業務に関する図書」と同様に、保存期間を15年とすべきではないか。	瑕疵担保責任期間が目的物の引渡しの時を起算点としていることを踏まえ、建設業法施行規則においても目的物の引渡し時から10年間としているところです。なお、建築士法施行規則における「業務に関する図書」については、図書を作成した時から15年とされており、起算点が異なります。
9	設備更新サイクルの短い設備等について、帳簿及びその添付書類と同様に保存期間を5年とすべきではないか。	帳簿及びその添付書類については、建設業者の適切な経営管理を担保することを主たる目的として、5年間の保存を義務付けることとしている一方で、営業に関する図書については、目的物の瑕疵をめぐる紛争の解決の円滑化を主たる目的として、保存を義務付けることとしており、瑕疵担保責任期間を踏まえて、保存期間を10年間としているところです。
10	業者の規模（一般建設業の許可／特定建設業の許可）の別によらず、義務付けの対象とすべきではないか。	御指摘のとおり、業者の規模によらず、保存の義務付けの対象としております。なお、元請責任の徹底の観点から、対象者は元請業者に限定しております。
11	申請書類について、宛先の記載は役職名のみとし、氏名の記載は廃止することが適当でないか。	御指摘を踏まえまして、都道府県知事等の宛先人の氏名の記載については、不要とすることとしております。

12	申請書類等が複数枚にわたる場合には、2枚目以降の記名・押印の省略を認めるべきではないか。	許可に係る重要な事項を記載する様式については、記載内容を担保するために記名・押印を求めており、申請書が複数枚になるとしても、各々の申請書に記名・押印されることが必要となります。
13	専任技術者証明書の、専任の技術者を営業所に置いていることに相違ない旨の文言のうち法第7条第2号と法第15条第2号を選択する部分は、「不要のものを消すこと」とあるが、そのままでも可とすべきではないか。	申請書の内容が、法第7条に係るものか、法第15条に係るものかを判別するため、当該内容は必要となります。
14	建設業法施行規則第4条第1項第5号、第6号に規定される書類について、建設業法施行令第3条の使用人が営業所を異動する場合には、省略を認めるべきではないか。	御指摘の点につきましては、既に省略を認めているところです。